

和歌山県青少年問題協議会規程

(昭和29年2月1日)

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県青少年問題協議会条例（昭和28年和歌山県条例第36号）第8条の規定に基づき、和歌山県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(幹事)

第2条 協議会に幹事30人以内を置く。

2 幹事は、別表に定める関係機関の職員、その他、会長が特に必要と認め、指名した者をもって充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し、担当事務を整理する。

(議長及び議事方法)

第3条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長、副会長ともに事故がある場合は、会長があらかじめ指名する委員が、会議の議長となる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、昭和29年2月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月8日から施行する。

この規程は、令和3年6月2日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役 職 名	
和歌山家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	
和歌山地方検察庁統括捜査官	
和歌山保護観察所少年処遇管理官	
和歌山労働局雇用環境・均等室長	
和歌山県市長会事務局長	
和歌山県町村会事務局長	
知事室	広報課長
総務部	総務課長
危機管理部	危機管理消防課長
企画部	企画課長
地域振興部	地域振興課長
環境生活部	脱炭素政策課長
福祉保健部	社会福祉課長
商工労働部	商工企画課長
農林水産部	農林水産振興課長
県土整備部	県土整備政策課長
教育委員会	総務課長
県警察本部	生活安全部少年課長
共生社会推進部	こども未来課長